

新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者に対する 長期運転資金の取扱いに係るQ & A

※現下の新型コロナウイルス感染状況に鑑み、福祉医療機構における福祉関係施設・医療関係施設等に対する新型コロナウイルス対応支援資金の無利子無担保等の優遇措置について、「令和4年6月末」から「令和4年9月末」まで延長します。

お手続きについて-----

Q1 どのようにすれば良いですか？

A1 新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス」）の影響により事業の継続に支障がある方への長期運転資金（以下、「コロナ融資」）を希望する方は、福祉医療機構ホームページ（https://www.wam.go.jp/hp/iryuu_shinng_atacorona_moushikomishorui/）からダウンロードした借入申込書に必要な書類一式を当機構あて送付して下さい。送付先は以下のとおりです。（問い合わせ先は[こちら](#)又はQ29のとおり）

なお、所定の審査がございます。経常赤字（経常損失）や債務超過等の経営改善が必要なお客様には、当機構からご連絡させていただくことがございます。

【宛先】

〒105-8486

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

ヒューリック神谷町ビル9階

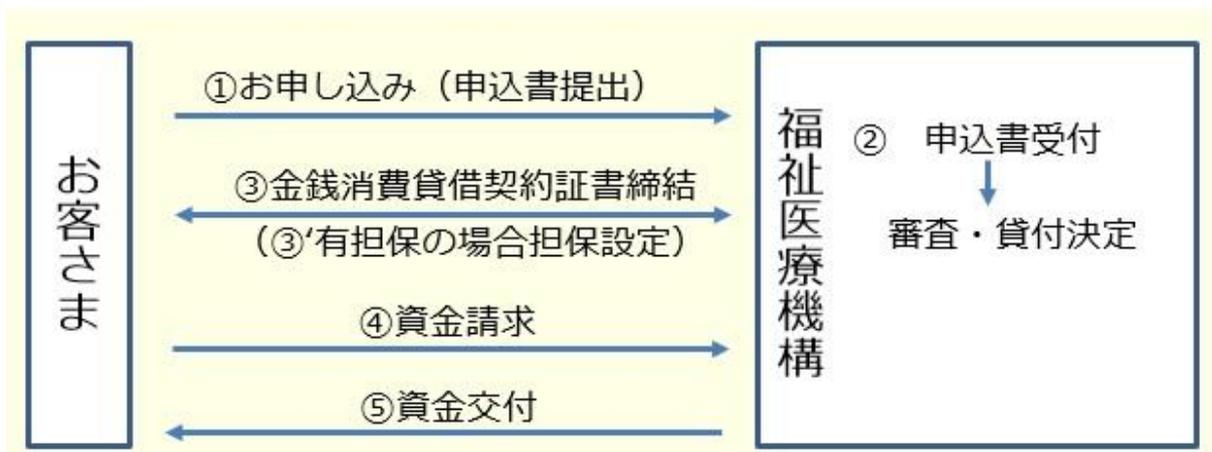
独立行政法人福祉医療機構

新型コロナウイルス対応支援室

借入申込書 受付担当 行

Q2 融資を受けるまでの手続きの流れを教えてください。

A2 次のような流れになります。有担保の貸付となるか、無担保の貸付となるかでお手続きが変わりますのでご注意ください。



Q3 申込みから融資（資金の振込）まで、どのくらいの期間がかかりますか。

A3 できるだけ速やかにご融資ができるよう努めておりますが、現在、多くのお客さまからお申し込み頂いている状況であり、順番にご対応させていただいております。また、お客さまのお申し込み内容や貸付条件（担保の有無）によって審査にお時間をいただく場合があるため、必ずしも融資の時期についてご希望に沿えないことがあることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

制度・条件・対象について-----

Q4 融資を受けることができる条件は何ですか。

A4 主に以下のいずれかに該当する事業者の方が対象となります。

- ・新型コロナウイルスの影響により、施設機能の一部又は全部を停止している方
- ・新型コロナウイルスの影響により、一定程度サービス利用者又は収益が減少している方

Q5 どのような資金について融資を受けることができますか。

A5 新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者の方に対しご融資する資金種類は「長期運転資金」であり、融資条件の特例措置を講じております。

Q6 資金使途に制限はありますか。

A6 本資金は、新型コロナウイルスの影響による減収の補てん等に充てる運転資金であり、人件費や経費に充てていただくものです。

なお、本貸付金を既往借入金の繰上返済、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等に充てることは、目的外使用にあたり、繰上償還を求める可能性があります。

Q7 借入額に制限はありますか。

A7 新型コロナウイルスの影響を受けた月と、影響を受ける前の年（前年、2年前、3年前）の同月を比較した際の**減収額の12か月を目安に借入申込金額をご検討ください**。「新型コロナウイルス感染症に伴う長期運転資金に係る補足説明（提出書類2）」で融資額の目安が算出されますので、申込書作成の際にご確認ください。

Q8 コロナ融資を一度受けた後、更に融資を受けることができますか。

A8 融資限度額の範囲内であれば複数回、融資を受けることが可能です。

ただし、既に実行したコロナ融資額と今次申込額を合わせ、減収額を基に算出した融資の目安額や決算書上の売上高に見合う金額（事業規模）を確認の上、借入申込金額を調整させていただきます。

また、実行済みの借入金額の使途や使用状況を確認させていただく場合がありますので予めご了承ください。

Q9 コロナ融資を一度受けた後、更に融資を受ける場合の必要書類は何ですか。

A9 改めて借入申込書一式を郵送によりお申し込みください。

Q10 融資条件の特例措置について教えてください。

A10 貸付条件は下記表のとおりになります。

令和4年9月末までの貸付条件 (令和4年9月末までに機構に借入申込書が到着している必要があります。)

融資条件 (全施設共通)				
貸付対象	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等			
償還期間(据置期間)	15年以内 (5年以内) ※据置期間は元金の支払猶予期間です。			
病院・診療所				
		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関 ※1
貸付利率	当初5年間の 無利子貸付の範囲	(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円	(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円	①・②の金額と 「前年同月からの減収額 の2倍」のいずれか高い 金額
	上記以外の部分	基準金利同率 (当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分)		
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病 院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円			
無担保貸付	[病 院] (3割以上減収)6億円 (3割未満減収)3億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 政策医療を担う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額			
介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業				
		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業	
貸付利率	当初5年間の 無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円	
	上記以外の部分	基準金利同率 (当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分)		
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 1億円			
無担保貸付	1億円			

※1 「コロナ対応を行う医療機関」とは、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入を行っている医療機関 (入院患者の有無に関わらず、新型コロナウイルス感染症患者のために病床を確保している場合も含みます)
- ② 帰国者・接触者外来 (以下「新型コロナ外来」という。)を設置する医療機関
- ③ 地域外来・検査センター (医師会等が設置する新型コロナ外来のことをいいます)
- ④ PCR検査を実施する体制を備えた医療機関
- ⑤ 新型コロナ外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めたもの

※2 「政策医療を担う医療機関」とは、以下のいずれかに該当するものをいいます。

⇒ 都道府県の医療計画に記載されている急性期及び専門診療を実施する5疾病・5事業 (がん、脳卒中、心筋梗等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療)を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関 (在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所 (注))

(注) 都道府県医療計画に名称が記載されている医療機関のほか、各厚生局に届出を行い受理された医療機関も含みます。

※3 貸付利率は借入申込書を受け付けた日の利率を適用します。

現在の基準金利は[こちら](#)をご覧ください。

令和4年10月以降の貸付条件（令和4年10月以降借入申込書到着分）

令和4年10月以降の本資金に係る融資条件は、当初5年間の無利子の取扱が終了するなど変更となる予定ですのでご注意ください。ただし、コロナ対応医療機関等の融資条件については変更ありません。

融資条件（全施設共通）			
貸付対象	前3年いずれかの年の同月と比較して減収又は利用者が減少している等		
償還期間 (据置期間)	15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。		
病院・診療所			
貸付利率		①病院	②診療所
	当初5年間	(3割以上減収)2億円まで：基準金利同率 (3割未満減収)1億円まで：基準金利同率 上記を超える金額：基準金利+0.8%	(3割以上減収)5,000万円まで ：基準金利同率 (3割未満減収)4,000万円まで ：基準金利同率 上記を超える金額：基準金利+0.8%
	6年目以降	基準金利+0.8%	基準金利+0.8%
		コロナ対応医療機関等※4	
	当初5年間	①・②の金額と「前3年いずれかの年の同月からの減収額の2倍」を比較し、いずれか高い金額まで：無利子 上記を超える金額：基準金利同率	
	6年目以降	基準金利同率	基準金利同率
		● 実際の貸付利率は、令和4年10月以降における金利水準に基づき算定された利率が適用されます。	
貸付金の限度額	次の金額と「前3年いずれかの年の同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病院] (3割以上減収)10億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)7.2億円 (3割未満減収)4,000万円		
無担保貸付	[病院] (3割以上減収)6億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)3億円 (3割未満減収)4,000万円 コロナ対応医療機関等…上記金額と「前3年いずれかの年の同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額		
介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業			
貸付利率		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
	当初5年間	1億円まで：基準金利同率 1億円超の部分：基準金利+0.8%	4,000万円まで：基準金利同率 4,000万円超の部分：基準金利+0.8%
	6年目以降	基準金利+0.8%	基準金利+0.8%
		コロナ対応医療機関等※4	
	当初5年間	1億円まで：無利子 1億円超の部分：基準金利同率	4,000万円まで：無利子 4,000万円超の部分：基準金利同率
	6年目以降	基準金利同率	基準金利同率
		● 実際の貸付利率は、令和4年10月以降における金利水準に基づき算定された利率が適用されます。	
貸付金の限度額	次の金額と「前3年いずれかの年の同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 1億円 4,000万円		
無担保貸付	1億円 4,000万円		

※4 「コロナ対応医療機関等」は、新型コロナウイルス感染症患者の受入、自宅・宿泊療養者に対する健康観察や診療の実施、医療人材の派遣等について、都道府県との間において、委託契約や協定の締結等を行った医療機関等となります。

※5 実際の貸付利率は、令和4年10月以降における金利水準に基づき算定された利率が適用されます。

現在の基準金利は[こちら](#)をご覧ください。

Q11 「減収」とは、医業収益のみの減収額で計算するのでしょうか。あるいは、医業外収益も含めるのでしょうか。

A11 医業収益のみの減収で計算します。医業外収益は含めません。

Q12 最も「減収」となった月の前年同月も新型コロナウイルスの影響を受けていますが、その場合でも前年度と比較しなければいけないのでしょうか。

A12 前年同月も新型コロナウイルスの影響を受けている場合は、2年前もしくは3年前の同月と比較してください。ただし、前年同月が令和3年2月以降の月である場合に限りません。

Q13 「前3年同月と比較して医業収入が30%以上減少した月が1月以上ある」とはどのように確認するのでしょうか。

A13 減収額については、当該月と1年前又は2年前、3年前の同月の医業収益の差として、「減収額÷前3年いずれかの年の同月の医業収益」が30%以上となるかどうか確認してください。

Q14 「減収」の対象となる月は、どの月でもよいのでしょうか。あるいは直近月でしょうか。

A14 令和2年2月以降の任意の月（減収が最大となる月）となります。

Q15 開業から1年を経過していないのですが、減収はどのように計算すればよいのでしょうか。

A15 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた月の収益とその直前3カ月の平均収益との比較により減収額を算出してください。

Q16 「減収額」のエビデンス（証拠資料）は必要でしょうか。

A16 合計残高試算表や診療報酬の当座口振込通知書（写）など、減収額がわかる資料の提出が必要となります。

Q17 今後さらに減収の拡大が見込まれますが、「減収の見込額」で申請してもよいのでしょうか。

A17 「減収の実績」が必要であるため、「見込額」ではお申込みいただけません。

Q18 すでにコロナ融資を受けていますが、「前年同月又は前々年同月と比較して医業収入が30%以上減少した月が1月以上ある」要件を満たしているため、「無担保枠の増額」を申し込みたいです。どのように手続きをすればよいのでしょうか。

A18 追加申し込みの手続きが必要となります。大変お手数ですが、新たに借入申込書及び連帯保証人承諾書（保証人方式の場合）をご準備のうえ、合計残高試算表など、減収額がわかる資料とともに、郵送によりお申し込みください。

Q19 保証人は必要ですか。

A19 保証人不要制度を選択していただく事も可能です。その場合は、金利が0.15%上乗せとなります。

Q20 法人単位での申し込みになりますか。

A20 法人単位ではなく、施設単位でのお申し込みとなります。例えば、医療法人が診療所を2つ運営している場合、2施設×限度額4,000万円で合計8,000万円までの申込が可能となります。ただし、法人全体でご返済可能な範囲の借入額であることが必要です。

Q21 コロナ融資については、早く申し込まないと申込受付枠に達してしまい、その後の申込が断られるといったことはありませんか。

A21 本融資制度については、十分な融資規模に対応できる予算が手当てされておりますので、ご安心ください。

Q22 個人の診療所・歯科診療所ですが、コロナ融資の対象となりますか。

A22 個人の診療所・歯科診療所もご融資の対象となります。

Q23 薬局はコロナ融資の対象となりますか。

A23 薬局は当機構の融資の対象外となります。

Q24 株式会社・合同会社等で指定訪問看護事業（訪問看護）を運営していますが、コロナ融資の対象となりますか。

A24 指定訪問看護事業は当機構の融資の対象施設となるものの、株式会社・合同会社等でのお申し込みは融資の対象外となります。

Q25 株式会社・合同会社等で通所リハビリテーション（デイケア）事業を運営していますが、コロナ融資の対象となりますか。

A25 株式会社・合同会社等による通所リハビリテーション（デイケア）事業は、融資の対象外となります。なお、診療所（通所リハビリテーション事業所を有する診療所を含む。）は、融資の対象となります。

Q26 沖縄県で医療施設を運営していますが、コロナ融資の対象となりますか。

A26 沖縄県の医療施設を運営されている方は、当機構の融資ではなく、沖縄振興開発金融公庫の融資の対象となります。沖縄振興開発金融公庫 融資第一部産業開発融資班（TEL 098-941-1765）へお問い合わせください。

Q27 自由診療が収益の100%を占める診療所（又は病院）ですが、コロナ融資の対象となりますか。

A27 当機構の医療貸付の融資を受けられるには、保険医療機関として継続して運営していることが必要です。一時的に自由診療が収益の100%となっている診療所（又は病院）であっても、保険医療機関として指定を受けていれば、お申し込みは可能です。

Q28 「診療報酬請求書」(写)の提出にあたっては、「診療報酬明細書」(患者毎の傷病名等が記載された明細書)の提出も必要でしょうか。

A28 「診療報酬明細書」をご提出いただく必要ありません。「診療報酬請求書」又は「診療報酬総括請求書」をご提出ください。

Q29 融資に関する問い合わせ窓口を教えてください。

A29 お問い合わせ窓口は以下のとおりとなります。

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

お問合せフォームは以下のアドレスとなります。

(<https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-mform/>)

すでにご融資している資金のご返済について-----

Q30 今回のコロナ融資により、民間金融機関からの借入金の借り換えを行うことはできますか？

A30 本融資制度は、新型コロナウイルスの影響による減収の補てんに充てる運転資金であるため、人件費や経費に充てていただくものであり、他の金融機関の借入金の借り換えにはご利用いただけません。

Q31 福祉医療機構から融資を受けていますが、新型コロナウイルスの影響を受け、返済にあたり不安があります。どのようにすればよいでしょうか？

A31 新型コロナウイルスの影響を受け、返済に不安が生じたお客さまについては、当面6か月の元金のお支払いについて、ご相談に応じます。(お問い合わせ先は[こちら](#)です。)

Q32 借入者が死亡した場合等で、借入金が免除されるような救済措置はありますか？

A32 団体信用生命保険特約制度があります。この制度にご加入された場合、万が一借入金が死亡または高度障害の状態になられたときは、一定額(1億円)を限度に借入金が保険会社から受け取る保険金によって弁済されます。制度の詳細については、[こちら](#)(外部リンク：公益財団法人社会福祉振興・試験センター)をご覧ください。